

郵便入札手引き

1 郵便入札とは

郵便により入札書を送付する入札方法を言います。

なお今回は、郵送によるほか、直接持参も可能としますので、入札書を郵送または持参して入札することを郵便入札とします。

2 入札の参加方法について

入札への参加については、以下の手続きとなります。

(1) 郵送による場合

ア 郵送の方法

- ・一般書留または簡易書留のどちらかによる郵送となります。
※普通郵便やメール便、特定記録郵便等、その他の方法による入札は受付できません。
- ・入札書の到達期限は、令和6年3月21日(木)午後5時までです。
期限までに到達しない入札書は、棄権(不参加扱い)となります。
- ・入札書は、二重封筒(内封筒及び外封筒)にて郵送してください。

イ 内封筒について

- ・封筒の規格は、長径40号(90mm×225mm)または長径3号(120mm×235mm)を使用してください。
- ・内封筒には、必要事項を記載のうえ、入札参加資格申請時に使用された印鑑で封緘(糊付け、封印)してください。

【内封筒の記載項目】

- ① 案件名
- ② 商号または名称 及び 代表者職・氏名

ウ 外封筒について

- ・封筒の規格について定めはありませんので、内封筒が収まるものをご使用ください。

【外封筒の記載項目】

- ① 宛先・住所
- ② 商号または名称 及び 代表者職・氏名
- ③ 「入札書在中」(朱書きで)
- ④ 「一般書留」または「簡易書留」(朱書きで)

エ 郵送先

下記の宛先に送付してください。

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 県土整備部 建築住宅課 住宅管理担当 宛

(2) 持参による場合

直接持参する場合は、2(1)郵送による場合の「ウ 外封筒」を省略できます（「イ 内封筒」の方法は郵送する場合と同様です）。

なお、提出期限は、令和6年3月21日（木）午後5時までとし、2(1)エの郵送先まで直接持参してください。

3 入札書の取扱い

開札時、内封筒に記載誤り等の不備があった場合は、開札は行わず、入札は無効となります。

当県に到達した入札書は、書換え、引換えまたは撤回することはできませんので、十分に確認のうえ提出してください。

また、入札が中止または取消しとなった場合、入札書は返却しません。

4 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届を書面で当課に提出してください。

ただし、入札書提出後の辞退は認められません。

5 再入札について

入札回数は2回までとします（不落札の場合にのみ、別日に2回目を実施）。

2回目の入札を実施する場合、応札者に対して、直ちに再入札の連絡をします。

6 同額入札の場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ、落札候補者を決定します。